

第40回住まいのリフォームコンクール応募用紙の作成方法 <住宅リフォーム部門>

I. 応募用紙作成の基本事項

1. 審査は、「応募登録書」「応募用紙」により行います。応募作品に関する主要な説明や写真・図面等は、必ず「応募用紙」に記載してください。
2. 「応募用紙」は所定の様式を使用してください。ホームページからダウンロードしてプリンター出力する際、紙質は厚さ170 μ m程度（ハガキの紙厚程度）のものを使用してください（普通紙等の薄いものは使わないこと）。
3. 写真及び図面等は、応募用紙の所定の位置（必ず枠の中）に貼ってください。
4. 文字には黒インクを用いてください。
5. 「応募登録書」は普通紙等を使用してください。（厚紙は使わないこと） また、応募用紙との両面印刷はしないでください。

II. 応募用紙作成の個別事項

A～Kまでの注意事項を参照して、作成してください。

The diagram shows the application form with the following labels pointing to specific sections:

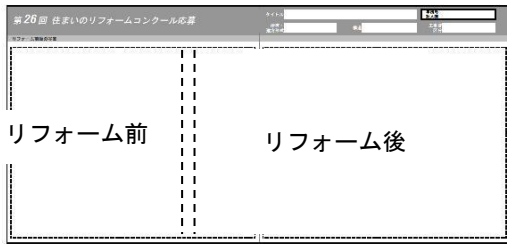
- A**: Title (タイトル)
- B**: Ownership/Building Type (所有・建方形式)
- C**: Construction (構造)
- D**: Building Level (建物階数)
- E**: Main Title (第40回 住まいのリフォームコンクール <住宅リフォーム部門> 応募用紙)
- F**: Reform Description (リフォームの動機/設計・施工の経緯・発注者の経緯/住宅の価値を向上させた内容など)
- G**: Reform Before/After Plan (リフォーム前の平面図)
- H**: Reform After Plan (リフォーム後の平面図)
- I**: Reform After Plan (リフォーム後の平面図)
- J**: Reform After Plan (リフォーム後の平面図)
- K**: Reform After Plan (リフォーム後の平面図)

- | | |
|------------------|--|
| A タイトル | 作品の内容をわかりやすく表現したものとすること。 |
| B 所有・建方形式 | 応募登録書に記入した「所有・建方形式」を <u>文字</u> で記入する。 |
| C 構造 | 応募登録書に記入した「構造」を <u>文字</u> で記入する。 |
| D 建物階数 | <p>応募登録書に記入した「建物階数」を記入する。</p> <p>共同建の場合は、該当住戸の階とその階高も記入する。</p> |

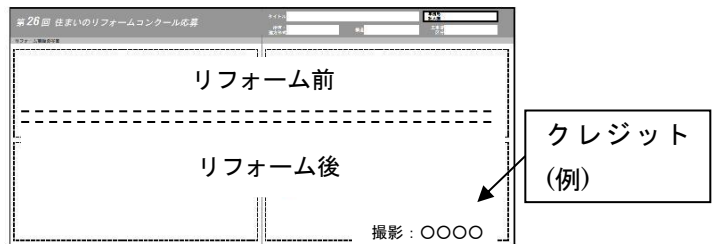
E リフォーム前後の写真

リフォーム前後の写真を以下の例を参考にして貼付する。

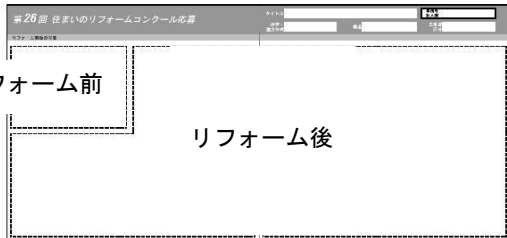
例 1



例 2



例 3



- ・ リフォーム前後の状況が比較でき、工事の内容や建物の全体像等がはっきり分かるものとする。
- ・ 写真は、折り曲げ・折り込み・重ね貼りをしないこと（その場合は審査対象外となる）。
- ・ 作品公開の際に、写真撮影者名の明記（クレジット）が必要な場合は、必ず応募用紙の右下に「撮影：〇〇〇〇」と記入する（記入のない場合はクレジットは不要とみなす）。

F リフォームの動機／設計・施工の工夫点／住宅の価値を向上させた内容／施主の感想・満足度など

審査基準を念頭に置いて、リフォームの動機や設計・施工上の工夫点、施主の感想や満足度等を、箇条書きにするなど簡潔に、400字程度にまとめる。文字のサイズは、10pt以上とする。印刷の際に、文字の欠落が無いように注意する。

G 性能向上の特性／特に配慮した事項

1. 応募登録書に記入した「性能向上の特性」を、重要視した順に、番号ではなく文字で記入する。
なお、応募登録書の①～⑦は、以下の内容を示す。

①耐震性能	地震に対する構造安全性を高めるリフォーム（例：柱や筋違の補強、屋根の軽量化）
②耐久性能	腐朽・錆・汚れ等、建物の劣化対策のリフォーム（例：傷んだ箇所や設備機器の交換）
③バリアフリー性能	高齢者・障害者等も安全に生活できるようなリフォーム （例：段差の解消、手摺の設置）
④温熱性能	暑さ・寒さ対策で省エネルギー性や快適性を高めるリフォーム （例：断熱の強化、窓サッシの気密化、断熱ガラスへの交換）
⑤防音・遮音性能	外部からの騒音、上階床からの騒音、室内で発生する音などの対策のリフォーム （例：窓やドアの防音化、床の足音対策、音楽・オーディオ室の防音化）
⑥防犯性能	泥棒の対策のリフォーム（例：防犯錠や防犯ガラスへの交換、窓格子の設置）
⑦室内空気環境	シックハウス対策や熱交換換気採用などのリフォーム （例：有害物質を出さない仕上げ材への交換）

（上記、①～⑦以外の特性は、応募登録書の「⑧その他」に記入したものを直接記入する。）

なお、新型コロナウイルス感染症に関連した対策による性能向上内容等については、「⑧その他」に記入する。
（例：3密対策、テレワーク、非接触、換気、等）

2. 「特に配慮した事項」について、以下に留意して性能改善点などを具体的・定量的に記入する。

・性能向上リフォームの場合

「性能向上の特性」の①～⑦に関するリフォームについては、具体的な工事の内容（材料・工法・構成）、目標とする性能値、実現された性能値の確認法などを、分かりやすく記入する。「⑧その他」に記入した内容についても同様に記入する。

・賃貸住宅リフォームの場合

家賃価格の増収による資産価値の向上、賃借人の満足度向上など、賃貸住宅として改善された内容や、事業性などについて記入する。

・マンション共用部分リフォームの場合

マンション全体の資産価値が改善されるような、マンション共用部分における性能やアメニティの向上について記入する。

・マンションリフォームの場合

マンションリフォームで、配管等について技術的な工夫をした等の場合は、その具体的な内容を記入する。

H データ

1. 各欄には、応募登録書と同一の内容を記入する。
2. 「該当工事床面積」には当該コンクールに応募する箇所の面積を、「総工事床面積」にはリフォーム工事全体の床面積を記入する。
3. 「該当部分工事費」には当該コンクールに応募する箇所の工事費を、「総工事費」にはリフォーム工事全体の工事費を記入する。
4. 「居住者構成」欄には、年齢別の居住者人数と、ペットがいれば種類と数を記入する。
5. 次に該当する場合は、各々の説明に留意して記入する。
 - ・賃貸住宅リフォームの場合
「居住者構成」欄には、既に賃借人が居住していればその人数を記入する。まだ居住していない場合は「現在空室」と記入する。
 - ・マンション全体に関わるリフォームやマンション共用部分リフォームの場合
「居住者構成」欄には、当該マンションの総戸数と、居住者のおおよその人数（分かる場合）を記入する（例：160戸、約600人）。

I リフォーム前後の平面図

1. 図面は、図や文字がはっきりと読めるものとする。
2. 縮尺および方位は必ず記入する。
3. リフォームした部分は、「リフォーム後」の該当部分に淡黄色で着色する。
4. リフォーム前後の写真の撮影位置・方向を記入し、写真と対応できるようにする。なお、撮影方向がはっきりわかるように矢印の形は正三角形にしないこと。
5. 次に該当する場合は、各々の説明に留意して記入する。
 - ・賃貸住宅リフォームの場合
一棟全体のリフォームの場合には、建物全体の図面を示す。
一戸分のリフォームの場合には、その住戸だけの図面でもよい。
 - ・マンション共用部分リフォームの場合
マンション共用部分の全体が分かる図面を示す。
リフォーム箇所が一部分だけである場合は、当該リフォーム工事部分だけの図面でもよいが、必要に応じて周囲の状況も示すこと。
 - ・外構部分（エクステリア）リフォームの場合
外構部分のリフォームの内容を分かりやすく図示する。
 - ・小規模な部分リフォームの場合
工事部分が小規模で、大縮尺の図面が必要な場合は、リフォーム対象部分付近の図面を示すだけでもよいが、住宅のどの部分であるかを示すこと。

J リフォーム部位

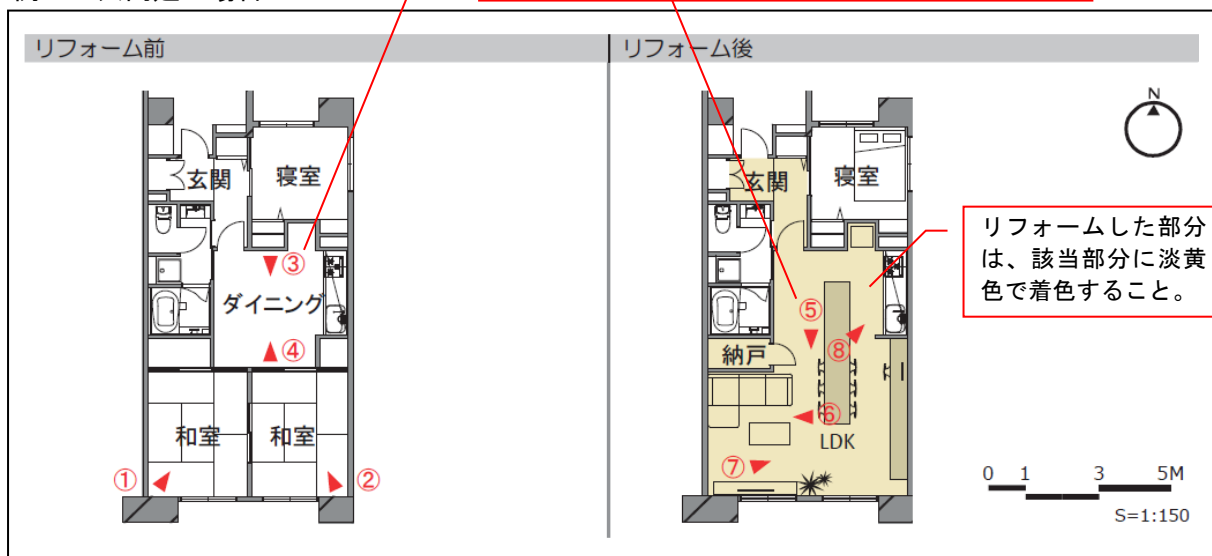
応募登録書に記入したものと同一リフォーム部位にチェックする。

K Iw値 又は Is値

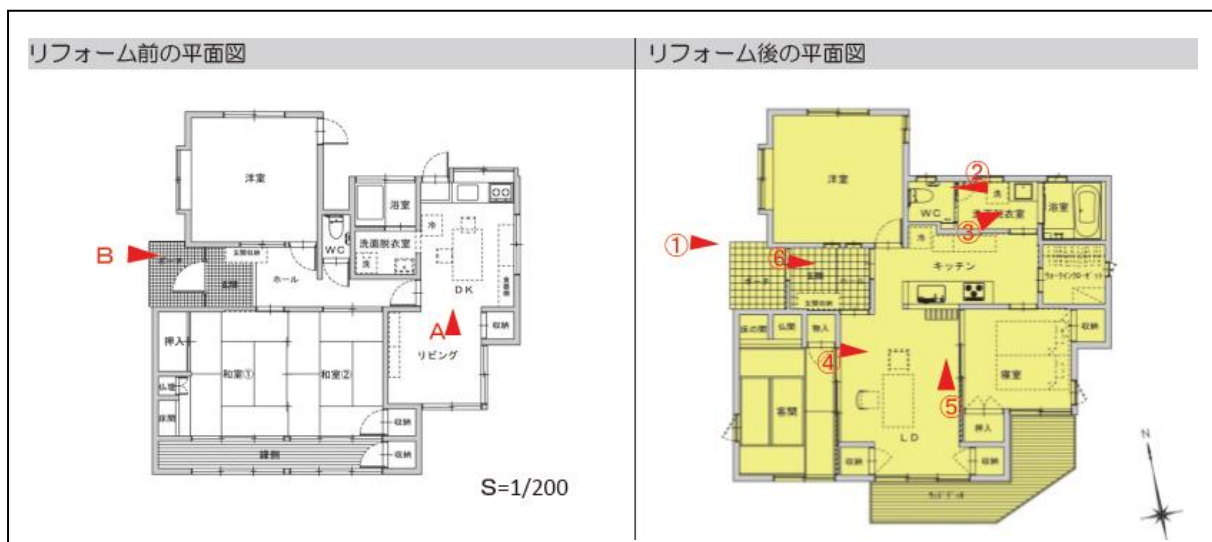
当該リフォーム工事の際に耐震診断や耐震改修を行っている場合は、応募登録書に記入したリフォーム前とリフォーム後の「Iw値」又は「Is値」をそれぞれ記入する。

平面図の記入例

例 1：共同建の場合



例 2：一戸建の場合（その 1）



例 3：一戸建の場合（その 2）

